埼玉司法書士会　特別記念対談　8月3日は「司法書士の日」

8月3日は「司法書士の日」。明治5年（1872年）8月3日、日本初の裁判所構成法ともいうべき「司法職務定制」が定められ「証書人・代書人・代言人」が法制度を支える3つの基本的な職能として誕生した。特に代書人・代言人は裁判の円滑な行使に不可欠な存在として位置付けられ、証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士となった。日本が新たな法制度を導入したこの日、同時に司法書士制度が始まったと言える。今回は、8月3日「司法書士の日」を記念して、埼玉司法書士会の柴由之会長と社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の山口宏樹会長が成年後見制度について語り合った。

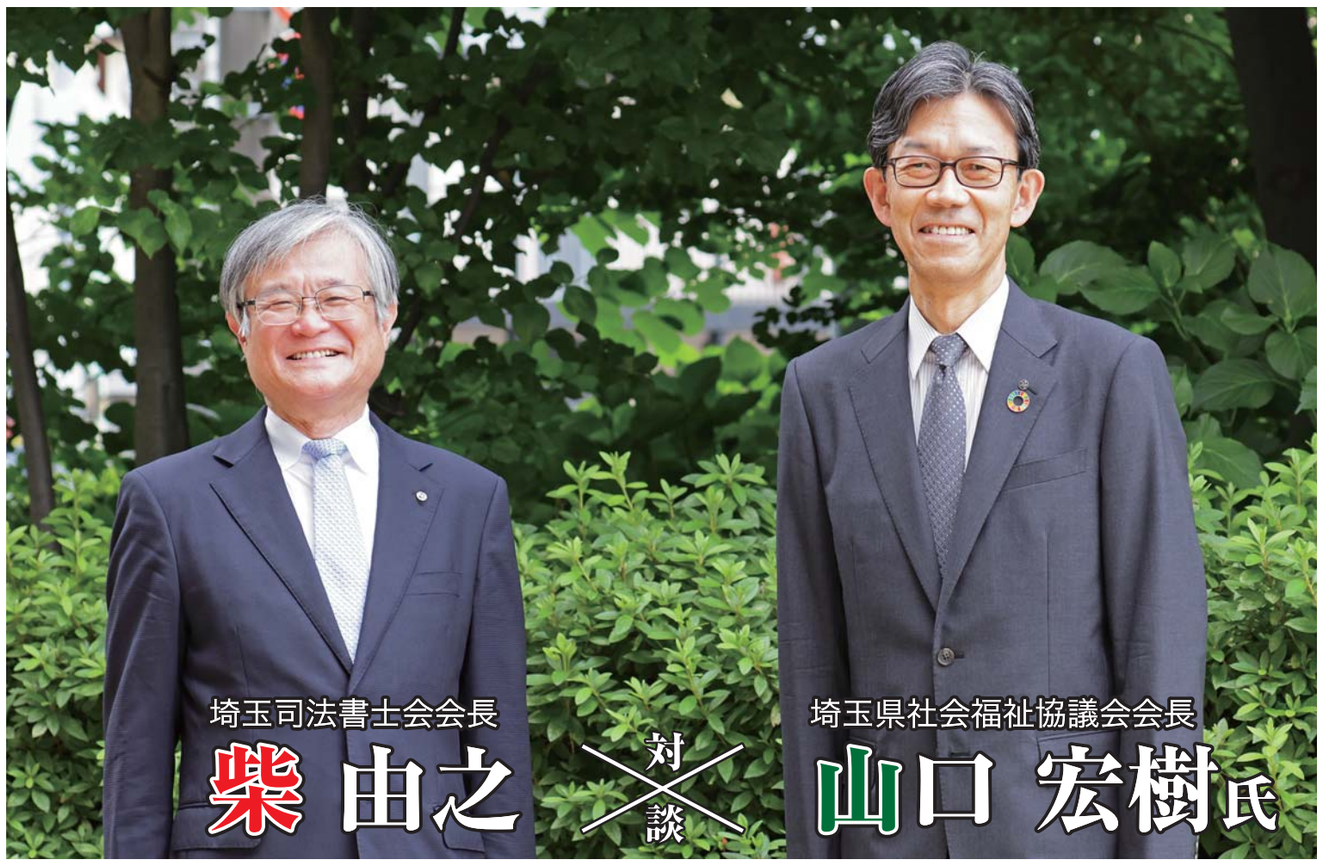

「成年後見制度」さらに活用しやすく（柴会長）

しば　よしゆき
1954（昭和29）年生まれ、熊谷市出身。熊谷高、早稲田大学法学部卒。1993（平成5）年司法書士登録し個人事務所を開業。2005（平成17）年同会理事、09年成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部長（3期）。2015年副会長（2期）、2019年から会長。趣味はタケノコ掘り。座右の銘は「過ちすな、心して降りよ。（徒然草）」。

社協と司法書士の「つながり」に期待（山口会長）

やまぐち　ひろき
1952（昭和27）年生まれ、川口市出身。浦和高、埼玉大学理工学部建設基礎工学科卒。東京大学大学院へ進み東京大学工学博士号取得。東京大学と埼玉大学の専任講師を経て、埼玉大学工学部助教授、埼玉大学工学部教授。2014年埼玉大学学長。2020年社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会会長。趣味はバドミントン。座右の銘は「全方位的に水平方向に気を配る知」。

■市民後見人の活躍

山口　柴会長には、本会の「法人後見業務の手引き」改訂にあたり、監修の労をお取りいただくとともに、昨年度の「身元保証等に関する検討会」においてもご活躍いただきました。また、埼玉司法書士会の皆さまには日頃より、専門相談で多大なご協力をいただいています。まずは、このことに感謝申し上げます。

柴　成年後見制度をはじめ日頃よりさまざまな面でご協力いただき、お礼申し上げます。さて、埼玉県は後期高齢者の増加率が全国一と言われております。長寿は、大変良いことですが、喜んでばかりもいられません。そのひとつは「認知症」への備えです。高齢化による判断能力の低下等により、預貯金の管理、不動産等重要な財産の処分、賃貸借契約、福祉サービスの利用契約、医療契約などが困難になることがあります。そこで判断能力が不十分になったときのことを見据え、事前に自分の後見人を選任する「任意後見制度」等、さらに利用しやすい成年後見制度とするための工夫が必要です。しかし、600万人超といわれる認知症の方に対し、23万人の利用者に留まっているのが現状で、このような背景で司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門職による成年後見人のほか、より身近で本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で、いわゆる「市民後見人」の活躍が期待されています。その点でどのような支援をされていますか。

山口　県内の25の社協が、市町村から、市民後見人の養成にかかる講座を受託しています。この事業は、単に市民後見人を養成するだけでなく、住民のみなさんが成年後見制度を理解する第一歩となるものです。県社協から講師を派遣して協力するとともに、司法書士の方々にも研修講師としてご参画いただいています。ただし、市民後見人養成講座を修了した人がすぐに後見人として選任されることは少なく、成年後見制度の一年前に誕生した「日常生活自立支援事業」の生活支援員や、「法人後見事業」の法人後見支援員等として実績を積んだ後、市民後見人として選任されるケースが多いです。

柴　司法書士は市町村社協や行政機関が主催する市民後見人養成講座の講師もしていますが、受講生の問題意識は非常に高いです。質問される事柄も専門的な分野が多く、その熱心さに担当する講師も毎回驚かされます。人的資源の有効活用、つまり市民後見人として結果的に選任されなかった場合の対応も大変重要なテーマだと思います。

■各種支援策の強化

山口　本会では、日常生活自立支援事業にも取り組んでいます。判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の方々が契約し、福祉サービス利用の援助や金銭管理などのサービスを受けるもので、直接の相談や支援は市町村社協に委託しています。利用される方の中には、認知症が進み、このサービスの対象とならなくなって、成年後見制度につなげるケースが出てきています。日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行は、国の基本計画にも明記され、制度が変わっても同じ社協の職員がかかわることで、利用者にとっての不安感を軽減することにつなげられます。県内では32の市町村社協が法人後見に取り組み、日常生活自立支援事業から法人後見へのスムーズな移行の担い手として期待されているところです。なお、法人後見事業の運営委員会には、多くの司法書士の方に委員として就任いただき、法律職としての見解を適切に指摘していただいております。本会では今後も、法人後見を実施している市町村社協へのバックアップやフォローも含め、必要な研修等を企画していきます。

柴　埼玉司法書士会とは別に司法書士が構成員の「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」という法人があります。全国都道府県に各支部があり約8600人、県内で約330人の会員がいます。司法書士はさまざまなかたちで市民や行政機関からの相談に応え、実際に成年後見人の担い手として高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援することで、高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に携わっています。

■中核機関の整備

柴　成年後見制度の利用の促進に関する施策の中で、特に重要とされるのが中核機関の整備です。この中核機関が果たすべき機能としては①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能⑤不正防止の5つがあげられており、市民後見人の養成も中核機関の機能のひとつとされます。また、この中核機関は市町村が直接運営するか、他の団体・機関等に委託しています。しかし各市町村の行政機関の方と話をする機会がありますが、中核機関を設置するためには、どう準備を行えば良いか、予算はどの程度必要なのか、担当する職員が少数の中で中核機関の設置に向けた準備が進まない、などの意見を聞きます。社協としてどのような支援をされていますか。

山口　日常生活自立支援事業や法人後見事業の実施の経験を踏まえ、各市町村に設置する「中核機関」の受託に向けた市町村社協の取組を後押しするため、市町村社協への訪問やオンラインを通じて、情報提供や勉強会などを継続しています。昨年度は、三士会協議会の皆さまや県とともに県内市町村を訪問し、成年後見制度利用促進について説明、様々な疑問に答えてきました。

柴　司法書士も、弁護士や社会福祉士等の専門職と地域単位で連携を組み、より細かな支援体制をとっています。また、成年後見制度は各地の家庭裁判所との情報交換や連携が必要なので、場合によっては裁判官や書記官との橋渡しも行います。今まで行政と司法が連携して何かを行うといったことはあまりありませんでした。その意味で私たち専門職が果たす役割は大きいと思います。

成年後見制度は、今までどうしても資産の多い方の財産管理というイメージでしたが、最近では、虐待や差別、8050問題、貧困、子どもへの貧困の連鎖といった新たな課題に対して、法的アプローチや権利擁護の体制づくりが喫緊の課題となってきています。判断力が不十分なためにSOSを発信しにくい人の存在も見過ごせません。権利擁護のニーズは、見えにくく、発見されにくいために、埋もれてしまっている可能性もあるという現状に我々も含め福祉に携わる者は目を向けなくてはいけません。成年後見制度は、これまで、福祉サービスを必要としていたのに受けられなかった人が、制度やサービスに適切につながるためのひとつの手段として、さらに活用しやすい制度となることが重要です。

■仕組みづくりと実践

山口　地域共生社会を実現するために、地域の「支えあい」だけでは解決できない権利擁護の課題を抱える人たちが相談をしやすい体制、そして「成年後見制度」をはじめとする権利擁護支援につながるような仕組みを、市町村社協や行政とともに築いていきたいです。具体的には、だれもが住み慣れた地域で住み続けられるよう、高齢者の身近にいるケアマネジャーや民生委員に、この制度をわかりやすく伝え、理解を深めていただき、相談機関への「架け橋」となっていただくような広報・啓発に取り組んでいきたいと考えています。さらに、行政や市町村社協との連携強化を進めるとともに、司法書士会や専門職団体との「つながり」を深め、成年後見制度の利用を促進するための提案や働きかけを行ってまいります。今後とも司法書士会の皆さまには、ご指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

柴　埼玉司法書士会では、現在、さいたま地区、越谷地区、久喜地区、川越地区、飯能地区、熊谷地区および秩父地区で開催される成年後見制度利用促進協議会においても各地域の中核機関設置に向けた支援を引き続き展開していきます。その中で現在協議を進めている弁護士や社会福祉士等専門職のみならず社協の職員の皆さまと連携を図りながら成年後見制度が、より身近に、より適切に利用されるように、できる限りの支援を行ってまいります。今後とも埼玉県社会福祉協議会様のご支援・ご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。

（2021年7月、さいたま市浦和区の埼玉県社会福祉協議会にて対談／撮影　相澤利一）

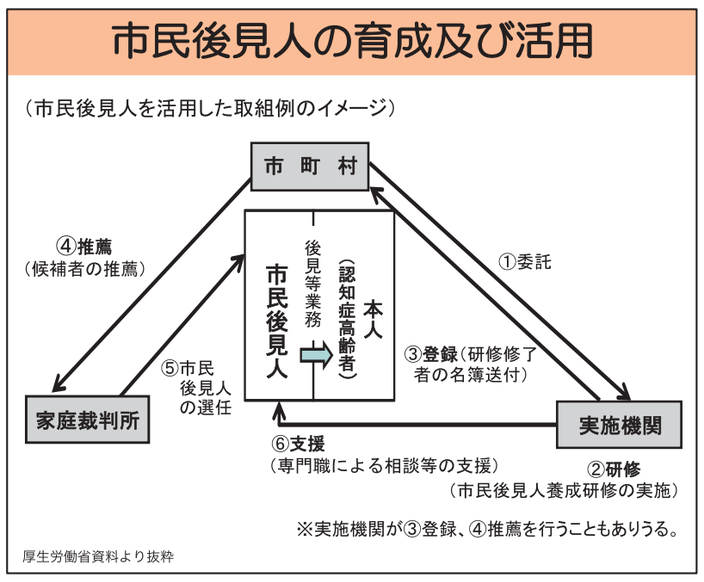

司法書士 150th ANNIVERSARY
2022年（令和4年）司法書士制度は150周年を迎えます

埼玉司法書士会公式キャラクター
法チュン

令和3年3月1日
埼玉司法書士会に相続登記相談センターを開設しました。

相続による土地建物の名義変更の登記をはじめ、遺言書の作成や相続に関する様々な手続でお悩みの方はお気軽にご相談ください。
あなたのお近くの相続登記の専門家・司法書士がお応えいたします。

「遺産の悩みに」と、覚えてください。
相談予約受付フリーダイヤル　いさんのなやみに
0120-13-7832
相続登記相談センター
相談予約受付：月曜日から金曜日 10：00～16：00　※祝祭日、年末年始、お盆期間を除きます。

埼玉司法書士会　〒330-0063 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号　TEL048－863－7861